

香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県建設業担い手確保・育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、香川県内の建設業等を営む中小企業者及び事業者団体（以下「補助対象事業者」という。）に対して、建設業の担い手確保・育成に係る取組みに要する費用の一部を補助することにより、当該補助対象事業者が建設工事の担い手となる建設労働者等を確保・育成することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業者

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有し、又は申請年度における香川県測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿に記載されており、その主たる営業所の所在地が県内であること。

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。

ウ 県税等の滞納がないこと。

エ 過去に規則第2条第1項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 香川県が発注する建設工事及び測量・コンサルタント業務、物品等の契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。

(2) 事業者団体

香川県内に主たる事務所を置く一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらからなる協議会等のいずれかに該当する団体であって、主に建設企業等（建設業法第3条の許可を受けている者）によって構成されていること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象事業者が行う別表第1に定める事業とする。ただし、国、県又は市町からの補助や委託等を受ける事業、収益を伴う事業、政治活動又は宗教活動と認められる事業及び公序良俗に反する事業は除く。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に必要な経費であって、別表第

2に掲げる経費を対象とし、必要により知事が別に要件を定めるものとする。

(補助対象事業に係る育成対象者)

第6条 補助事業に係る人材育成の対象者又は資格取得試験等の受験者（以下「育成対象者等」という。）は、交付申請日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業者と期間の定めのない常勤の雇用契約を締結している者
- (2) 中小企業者の役員
- (3) 中小企業者である個人事業主

(補助率及び補助限度額)

第7条 第5条の規定による補助対象経費に対する補助率は2分の1以内とし、補助限度額は20万円とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) その他知事が別に定める書類

(交付申請書の受付)

第9条 交付申請書の受付期間は、知事が別に定める。

(補助金の交付の決定等)

第10条 知事は、第8条に規定する申請があったときは、その申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、必要な条件を付して、交付を決定し、補助対象事業者に対して、交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するため、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 事業計画が予定の期間内に完了しない場合又は事業計画の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 知事の求めに応じて補助金に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助金に係る帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。
- (3) 当該補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(事業計画の変更等)

第12条 交付決定を受け補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号）に当該変更に係る必要書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の2割以内の減額を伴う軽微な変更の場合は、省略することができる。

2 知事は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、変更承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の承認に際して、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとする場合には、速やかに廃止承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、廃止承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事が別に指定する日までに、実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書（様式第10号）

(2) その他知事が別に定める書類

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額を確定したときは、補助事業者に対して、交付額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、前条に規定する交付額確定通知の日から起算して14日を経過する日までに、交付請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害その他やむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 事業計画の遂行ができないと知事が判断したとき。
- (4) この要綱若しくは規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (5) その他知事が必要と認めたとき。

2 知事は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその旨及びその理由を補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金)

第19条 補助事業者は、第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第20条 補助事業者は、第18条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(帳簿書類の作成等)

第21条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、事業計画を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第22条 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。

2 知事に提出する書類の提出先は、香川県土木部土木監理課とする。

3 書類の提出の方法は、持参、電子メール又は郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）に限るものとする。

(補助金に関する調査への協力)

第23条 知事は、補助金を交付した補助対象事業者に対し、補助金に関する調査への協力を依頼することができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。

別表第1（第4条関係）

対象事業	事業内容	
香川県建設業担い手確保・育成事業	(i)	人材確保への取組みに関する事業
	(ii)	人材育成への取組みに関する事業

別表第2（第5条関係）

事業内容	経費区分	経費内容	補助対象費目
(i)	求人活動費	求人情報掲載や会社説明会への出展、インターンシップ事業等の求人活動（外国人材の確保に係る活動を含む）に要する経費	専門家謝金（コンサルティング費等を含む）、旅費、会場使用料、役務費、資料購入費、委託料、展示会出展料、会場整備費、保険料、広告宣伝費、翻訳費、通訳費
	バックオフィス業務のDX化費用	バックオフィス業務のDX化のためのシステム導入等に要する経費	専門家謝金（コンサルティング費等を含む）、委託料、役務費、設備導入費、ソフトウェア導入費、人材育成費、クラウドサービス利用料
	情報発信費	ホームページでの情報発信に要する経費	ホームページ作成費（ホームページ多言語化に係る費用を含む）
(ii)	ICT人材育成費用	ICTスキルを活用して技術者業務を支援する人材（外国人材を含む）の育成に要する経費	講座・講習受講料、受験料、教材費、翻訳費、通訳費、翻訳費、通訳費
	特別技能教育費（ICT人材育成費用を除く。）	社内教育の実施やセミナー等の受講による人材（外国人材を含む）の育成に必要な経費	講師謝金（コンサルティング費等を含む）、講師旅費、職員旅費、会場使用料、役務費、教材費、受講料、委託料、翻訳費、通訳費
	資格取得費	主任技術者及び管理技術者に求められる資格等の建設関係の資格の取得に要する経費	受験料、受講料、教材費、翻訳費、通訳費

・消費税及び地方消費税は対象外とする。